

格付機関に対する損害賠償の訴えの国際裁判管轄

— EU 法およびドイツ法の視点から —

久保寛展*

- 一. はじめに
- 二. 瑕疵ある格付に対する国境を超える責任問題
- 三. 格付機関の民事責任体系
 1. ドイツ法における格付機関の民事責任
 2. EU 法における格付機関の民事責任
- 四. EU の格付機関規則および国際裁判管轄
 1. EU に所在する子会社に対する損害賠償の訴え
 2. 米国に所在する親会社に対する賠償責任の訴え
 3. フランクフルト上級地方裁判所2011年11月28日判決 (21U23/11)
 4. 小 括
- 五. 準拠法決定の原則
 1. ローマ I 規則に基づく契約責任
 2. ローマ II 規則に基づく不法行為責任
- 六. 結びに代えて

*福岡大学法学部教授

一. はじめに

格付機関は、金融・資本市場において格付の作成に際して評価される客体に関して、複雑な情報または容易にアクセスできない情報を処理し、かつ「AAA」等の容易に理解可能な記号に要約することで「情報仲介者」の役割を果たす¹。しかし、2008年に発生した金融危機では、格付機関は、とりわけ米国でのいわゆる不動産担保証券（土地担保権によって担保された不動産ローンを集束による有価証券〔Mortgage-backed securities〕）の格付に対し批判を受けたことで²、世界的に注目を浴びた。この批判は、格付機関が格付に際して悪化した市況を適時に認識せず、あるいは自己の格付を適時に適合させなかったことに原因がある（以下、このような格付を瑕疵ある格付とする場合がある）。このことは、米国における不動産ローンの簡易化された借入れを可能にし、結果的に金融危機の発生に寄与することにつながった。さらに、ギリシャ等の南欧国家の信用度判定に関して、格付の引下げによって当該国家の国債に係る金利負担（Zinslast）も増強させたとされる³。このような状況からすれば、格付機関の格付には、単なる宣伝手法を超えて、むしろ投資決定の根拠や国家による資金調達にまで影響を及ぼす重大な意義があると理解されよう。そうであれば、前述の批判は、実務上、単なる批判にとどまらず、情報仲介者である格付機関の法的責任の追及にまで及ぶ深刻なものであるともいえ、現にドイツ等では格付機関の責任を追及する訴訟が提起された。

このような状況から、EU では、格付機関の民事責任を追及する法的規制の導入が議論され、結果として2013年6月20日に格付機関に関する変更規則⁴（以下、格付機関規則とする）が成立した。格付機関規則は、EU においてはじめ、格付に瑕疵がある場合において投資家および発行者が格付機関に対し損害賠償請求権を直接行使する民事責任の規定（同規則35a 条）を導入した画期的なものであり、当該規定によって投資家および発行者は、格付機

関に対し、格付に影響を与えた当該規則所定の義務違反に基づき、損害賠償を請求できるようになった。この規定は、いわゆる私的エンフォースメント（private enforcement）⁵として、EUのルールを遵守しないことへの格付機関に対する民事責任に関して立法者により非常に注目されたことを裏付けるものである。

格付機関規則では、前述のように、2013年に35a条において格付機関の民事責任規定が導入されたが、その基本方針は、原則として格付機関が故意または重大な過失によって当該規則の付録 III 所定の違反行為（Zuwiderhandlungen）⁶を行い、かつ当該違反行為が格付に影響を及ぼした場合に当該格付機関に対し損害賠償を請求できるというものである。ここでの特徴は、違反行為に基づき発生した損害賠償の請求が、投資家だけでなく、発行者にも拡大されたこと、さらに、投資家および発行者ごとに証明責任の内容が定められたことにあり、最終的に次のような内容の民事責任規定として成立した⁷。すなわち、

「①格付機関が、故意または重大な過失により、付録 III 所定の違反行為を行い、かつこの違反行為が格付に影響を及ぼした場合には、投資家または発行者は、当該格付機関に対し、当該違反行為に基づき発生した損害の賠償を請求することができる。投資家は、本条に従い、格付が関係する金融商品に投資するか、当該金融商品を継続して保有するかまたは売却する自己の投資決定の場合において、第 5a 条第 1 項〔筆者注：固有の信用リスク評価を実施したこと、自動的に格付に依拠したものではないこと〕に適合する正当な方法もしくはその他の方法によって相当な注意を払ってこの格付を信頼したことを証明する場合に損害賠償を請求することができる。発行者は、本条に従い、格付が当該発行者自身または発行者の金融商品に関するものであり、かつ違反行為が、直接にもしくは入手可能な自己の公開情報に基づき格付機関に誤導を伴わせるか、もしくは虚偽の情報を提供したことに帰することができないことを証明する場合に損害賠償を請求することができる。

②格付機関が本規則に違反したこと、およびこの違反行為が表明された格付に影響を及ぼしたことが明らかになる正確かつ詳細な情報を提出する責任は、投資家または発行者にある。正

確かつ詳細な情報とみなされるものは、国内の所轄の裁判所がこれを決定し、その場合には、投資家または発行者が格付機関の内部にある情報については入手できない場合があることを斟酌する。

③第1項による格付機関の民事法上の責任は、(a) その制限が適切かつ相当である場合および(b) それぞれ国内の現行法によれば、第4項に合致して許容されている場合に限り、あらかじめ制限することができる。民事法上の責任の制限が、(a) に掲げられた要件を充たさない限り、責任制限は法的効力を有しない。

④「損害」、「故意」、「重大な過失」、「正当な方法によって信頼する」、「相当の注意」、「影響を及ぼす」、「適切」かつ「相当」のような本条に定められるが、定義されない概念については、それぞれ国内の現行法に合致して、関係する国際私法の規定に基づき解釈され、かつ適用される。この規則に規制されない格付機関の民事法上の責任の問題は、関係する国際私法の規定に基づき、それぞれ国内の現行法の適用を受けるものとする。どの裁判所が、投資家または発行者の申立てによる民事法上の責任に基づく請求権につき判決する権限を有するのかについては、関係する国際私法の規定に基づき決定される。

⑤本条は、国内法に合致する別の民事法上の責任に基づく請求権を除外するものではない。

⑥本条に定められた損害賠償請求は、欧州証券市場監督局に対し、第36a条による権限を完全に行使することを妨げるものではない。

この民事責任の法的性質は、特別の不法行為責任と解されており⁸、その導入が決定されたのも、EUに一般的な不法行為法の規定が存在しなかったからにはほかならない。もっとも、導入が実現したとはいえ、第4項からも明らかのように、EUを前提とする場合には瑕疵ある格付に係る事実関係が国境を越えて問題になることも少なくなく、このことは、国際裁判管轄および国際私法上の問題も生じさせ、問題をいっそう複雑にさせる要因になる。周知のように、格付市場はもともと寡占市場であり、格付市場はその約95%が米国のビッグスリーといわれるスタンダード・アンド・プアーズ(Standard & Poor's; 以下、S&Pとする)、ムーディーズ(Moody's)およびフィッチ・レーティングス(Fitch Ratings; 以下、フィッチとする)によって支配されている状況であり⁹、その主たる所在地もそれぞれニューヨークにあるほか、

フィッチの場合はロンドンにも所在地がある。このような状況は、格付機関の民事責任に関して必然的に国境を超える事実関係にも直面し、ひいては当該問題の検討が避けられないことを示す。そこで、本稿では、このような問題意識を前提に、主としてEU法、さらにはドイツ法を基礎に、格付機関の民事責任に係る国際裁判管轄（四）と準拠法決定の原則（五）を中心に考察したい。

二. 瑕疵ある格付に対する国境を超える責任問題

EUでは、金融危機の勃発以降、まず、2009年にはじめて格付機関規則¹⁰を制定することによって、米国の格付機関をいわば「飼い慣らす」よう試みられたが¹¹、ここでも国境を超える事実関係に直面することに変更はなかった。そのため、EUの立法者は、主としてEU域内で活動する格付機関に対し、EU域内での取締りの基礎を固めるため、強制的に格付機関を（その子会社等を通じて）EUに定住させようと企図したとされる¹²。すなわち、定住の強制は、監督法上の目的からEU域内に定住しかつ登録され、格付機関の組織や格付の表明に関してEU法の規律に服し、かつEUの監督当局の監督に服する格付機関によって表明される格付に限り、機関投資家は当該格付を利用できるとすることで（同規則14条）、達成できるものとされたのである。このような間接的に格付機関を取り締まる法的戦術は、ビッグスリーがEU域内に子会社を設立し、当該子会社を欧州証券市場監督局（ESMA）に登録（同規則15条1項）したことで奏功する結果につながった。S&Pは3社の子会社、ムーディーズは6社の子会社、またフィッチは7社の子会社を設立し、その子会社の所在地が主としてドイツ、フランス、イタリア、ポーランド、イギリス、キプロスに置かれることになったのである¹³。

この事實は、確実に米国の格付機関ならびにその責任をEUに近づける効果をもたらしたが、もっとも、EUの視点からみれば、必ずしも国境を超え

る問題が完全に解消されたわけではない。米国の格付機関による格付は、EUにおいて依然として影響力が強く、将来的にも重要な役割を果たすことからすると、EUに子会社が存在するとはいえ、引き続き米国の格付機関の責任問題が生じる可能性を否定できない。たしかに格付機関規則では、第三国の格付の利用が許容される場合として、監督法上の目的から一定の要件のもと（格付機関規則4条3項ないし6項）、EUの子会社が第三国の親会社から格付を引き継いで当該格付を利用する場合には、格付に係る第三国の規制がEUの規制と同等である必要がある（同規則5条1項b）。しかしながら、この規定は、監督法上の目的に基づく格付の利用を定めたにすぎないとされる。そうであれば、米国の格付機関の格付を信頼して企業に投資する個人投資家のように、監督法上の目的以外で格付を信頼する者が、格付から損害を被る場合も想定されうるところである¹⁴。格付機関規則に基づく間接的な取締りは、金融機関等の機関投資家（同規則4条1項）が当該格付を利用する場合だけを含むにすぎないのである。したがって、結局のところ、損害賠償責任の観点からすれば、親会社が十分な財産を具備していれば、通常、個人投資家のような被害者は、とりわけ米国の親会社である格付機関の損害賠償責任に着目することになり、その結果、EUに所在する子会社には、あまり関心が向けられないことになる¹⁵。格付機関規則は、格付機関に一定の資本を具備させることも、子会社に対して付保義務を課すこともしていない。

もっとも、EUにおいて一般に瑕疵ある格付に対する格付機関の民事責任をどのように観念できるかどうかの問題が生じる。格付機関は、国家、企業または金融商品の信用度を分析し、かつ記号における簡潔な要約によってその信用力を評価するが、もちろん、この表明される信用力の評価には原則として対価を伴う。つまり、格付機関は、被評価企業である依頼者または自己の分析を定期的に講読する投資家である定期購読者から対価を受けるのが通例なのである¹⁶。この場合、瑕疵ある格付に基づく損害および責任は、第一

に、ネガティブな格付を表明する場合には、証券の発行者である企業（または国家）は、悪い条件でしか市場において資本を受け入れられないことになり、結果として高額の資金調達コストを生じさせること、第二に、反対にあまりにもポジティブな格付を表明する場合には、投資家は、もし信用度が低いならば投資を控えたであろう企業（または国家）に対して資金を投入することになること、という2つの事情のもとで考慮される¹⁷。

三. 格付機関の民事責任体系

1. ドイツ法における格付機関の民事責任

そうであれば、格付機関の民事責任の追及には、どのような法的構成が可能であろうか¹⁸。たとえばドイツ法では、格付機関と被害者との間で契約が締結された限り、契約関係が基礎にあるので、通常は特別な問題は生じないとされる¹⁹。すなわち、いわゆる依頼格付に基づき評価を依頼する被評価企業に対して、格付機関が過失に基づきネガティブに評価するならば、損害賠償を生じさせる有責的な契約上の義務違反が存在するので、被害者（被評価企業）は損害賠償を請求できるのである。しかしながら、他方、定期購読契約の場合を除き、格付機関と被害者との間に契約上の義務が存在しない場合、とりわけポジティブな格付に対して信頼を裏切られた投資家への義務が存在しない場合には、瑕疵ある格付に対する賠償責任を根拠づけるのは非常に困難になる。したがって、有責的に瑕疵ある格付が表明される場合においては、不法行為責任が観念されうるのであろうが²⁰、しかし不法行為責任の場合、投資家がポジティブな格付の信頼に基づき被った財産損害は、経済学的には再分配による損害（Umverteilungsschäden）、つまり、同時に他の市場参加者に対し同等の利得が発生する結果、当該損害の補償に対し経済的関心が向かない損害であるとも反論される²¹。そのため、せいぜい依頼格付の場合に、たとえば「第三者のための保護効を伴う契約」法理に基づく責任²²、または

契約類似の信頼責任（ドイツ民法311条3項2文）²³を通じて、格付機関の契約責任を投資家にも拡大させることが考慮されることになる。もっとも、このような契約に基づく第三者責任は、責任の相当な拡大につながるだけでなく²⁴、格付がいわゆる勝手格付として行われる場合には限界に直面することになると指摘される²⁵。

2. EU法における格付機関の民事責任

これに対し、EU法の立法者も、格付市場の取締りに厳格であり、格付機関の民事責任を考慮することは当然の成り行きである。瑕疵ある格付に基づく損害が主として経済学的に再配分による損害であるとしても、同様にこれまでの格付機関の責任は法政策的に満足できるものではなかったことが認識された²⁶。すなわち、前述のように、格付機関は、せいぜい依頼格付の場合の被評価企業に対して契約責任を負う余地があるにすぎず、ポジティブな格付の信頼に基づく投資家に対する責任については責任を負わなかったからである。このことを「非対称的に歪められたインセンティブ構造」と主張する見解もあり²⁷、EU法の立法者も、この不平等なインセンティブ構造を認識するに至り、格付機関規則における固有の不法行為責任の規定の導入が決定されたことは前述のとおりである。すなわち、格付機関が故意または重大な過失により、付録 III 所定の違反行為を行い、かつこの違反行為が格付に影響を及ぼした場合には、投資家または発行者は、当該格付機関に対し、この違反行為に基づき発生した損害の賠償を請求できるというものである（格付機関規則35a条）。この規定によって、投資家または発行者と格付機関との間での契約関係の有無に関係なく、立法者は、発行者および投資家に対する格付機関のインセンティブ構造を標準化することに努めたのである²⁸。もっとも、責任要件に係る行為抑制的効果についても強調された結果、内容的に瑕疵ある格付の表明が重要なのではなく、手続上、瑕疵ある格付の表明を防

止するための格付機関の違反行為に関する EU 基準の方が重視された。このことから、当該責任ルールのもとでは、格付機関は、私的エンフォースメントの結果として²⁹、格付機関規則に基づく行為義務に従うよう要請されることになったのである。なお、この場合に構成国の国内法に基づく広範な格付機関の責任については格付機関規則によって妨げられないことが明定されたことには留意されなければならない（同規則35a 条 5 項）。

四. EU の格付機関規則および国際裁判管轄

他方、格付が国境を超えて表明される事実直面した場合、格付機関規則に基づく責任が、EU においてであれ、ドイツのような構成国においてであれ、一般に米国の格付機関にも通用するののかという問題が生じる。格付機関規則に基づく責任は、基本的に米国に所在する格付機関およびその格付には適用されないと考えられるが、反対に、もし適用されうると考えるのであれば、当然、各構成国の裁判所が一般に国際裁判管轄を有することが前提になる³⁰。以下では、この問題につき、EU に所在する、米国所在の親会社である格付機関の子会社に対する損害賠償の訴えと、当該親会社に対する損害賠償の訴えの双方に分けて言及し、さらに、近年、ドイツで扱われたフランクフルト上級地方裁判所の判断についても言及したい。

1. EU に所在する子会社に対する損害賠償の訴え

まず、EU に所在する子会社に対して、構成国の裁判所の国際裁判管轄を根拠づけることは容易である。なぜなら、ヨーロッパ民事訴訟規則（ブリュッセル Ia 規則。以下、条文の引用に際して民訴規則とする）³¹63条 1 項によれば、当該規則の適用に関しては、定款上の本店所在地、主たる管理地（Hauptverwaltung）または主たる営業所（Hauptniederlassung）のいずれかが存する地に当該子会社の住所が認められ、その住所は常に構成国に存在

する結果³²、普通裁判籍を管轄する構成国の管轄に従うからである（民訴規則4条1項）。さらに、契約または不法行為に係る特別裁判籍（民訴規則7条1項・2項）についても、構成国に認められる。たとえ米国の裁判管轄に係る事前合意がなされていても、その合意は、せいぜい契約関係にある原告と格付機関との間において考慮されるが、他方、（定期購読者を除く）単に格付を信頼したにすぎない投資家が原告である場合には、そもそも格付機関との間での契約関係の不存在のため、契約関係の外で格付機関の民事責任（不法行為責任）が考慮されるのが原則である。そうであれば、格付が子会社からメディア等を通じて流布された場合、必ずしも格付に係る裁判管轄に関して知り得る立場になかった投資家は、格付機関によって定められた裁判管轄に服するものではなく、EU法上の裁判管轄が排除されない結果、契約関係の外でも構成国の裁判所が裁判管轄権を有するものと考えられる。

2. 米国に所在する親会社に対する賠償責任の訴え

これに対し、米国に所在する親会社に対する損害賠償の訴えについて国際裁判管轄を認めるのは、結論として困難である。そもそも米国に所在する親会社の格付機関は、構成国に定款上の本店所在地、主たる管理地または主たる営業所（民訴規則63条1項）のいずれも有しないので、そうであれば、ヨーロッパ民事訴訟規則が人的にも、空間的にも、当該格付機関への損害賠償の訴えに適用されないのが原則である。定款上の本店所在地がロンドンにあるフィッチの場合も、今後はいわゆるブレクジットとの関係で適用されない可能性が残されている。

もっとも、ヨーロッパ民事訴訟規則が米国の親会社に適用されえないとしても、米国の格付機関への損害賠償の訴えに対し、国際裁判管轄を認める余地は存在しないのであろうか。すなわち、国際裁判管轄は、構成国の法廷地法（*lex fori*）に従って定まることが前提であれば、その根拠について構成

国の特別裁判籍や補完的裁判籍（subsidiären Gerichtsstand）に求める余地があるのかが問題となるのである³³。たしかに米国の格付機関は、EUにおける所在地、あるいは会社または法人としての構成国での所在地を欠くために、通常はEUに普通裁判籍があるわけではない。さらに、構成国の民事手続法からも、たとえばドイツ法の場合、支店を介した米国の格付機関への特別裁判籍（営業所の特別裁判籍（ドイツ民事訴訟法21条1項。以下、ドイツ民事訴訟法をド民訴とする）³⁴）は、通常の場合、生じない³⁵。この裁判籍は、「人が、製造業、商業またはその他の営業を営むために直接に取引をなすための営業所を有しているときは、この者に対する、この営業所の業務に関係するすべての訴えは、営業所の所在地の裁判所に提起できる」とするものであるが、瑕疵ある格付が米国の主たる営業所において作成されたのであれば、このような特別裁判籍も問題にならないと解するのが通常である。

他方、特別裁判籍に係る根拠として、米国の格付機関がドイツ国内で不法行為を犯した限りでは、不法行為の特別裁判籍（ド民訴32条）、あるいはドイツ国内で契約上の義務を履行しなかった限りでは、履行地の特別裁判籍（ド民訴29条）が認められる余地もあるが、両者の特別裁判籍であっても、格付が米国で作成されかつEU域内に所在しない企業または金融商品を対象としたような場合、ドイツ法であってもドイツ国内に不法行為地または履行地を設定することは容易ではない³⁶。それゆえ、次の可能性としては、財産および訴訟の目的物に係る裁判籍としての補完的裁判籍（ド民訴23条）が残される。この裁判籍は、「財産権上の請求に基づくものであって、国内に住所を有していない者に対する訴えについては、その者の財産または訴えをもって請求する目的物が存在する地を管轄する裁判所が管轄権を有する」とされ、「債権については、債務者の住所をもって財産の所在地とする」とされるものであり、ここでは格付機関の国内財産を、とりわけ定期購読契約に基づき発生する債権であると想定する³⁷。これによって、ドイツの裁判所に国際裁

判管轄が付与されると構成するのである。しかし、この方法であっても、定期購読契約に基づく債権から構成するので、結論として、その実効性は必ずしも十分なものとはいえない。

3. フランクフルト上級地方裁判所2011年11月28日判決 (21U23/11)³⁸

もっとも、外国（米国）の格付機関に対する投資家の損害賠償の訴えについて、具体的にドイツの裁判所の土地管轄および国際裁判管轄の有無が直接に問題になった事案も現れている。前述のように、そもそも米国に所在する親会社である格付機関への損害賠償の訴えにつきドイツの裁判所に裁判管轄を認めることは困難であるが、フランクフルト上級地方裁判所は、結論として債権を生じさせる定期購読契約を基礎に、前述の補完的裁判籍（ド民訴23条）からドイツの裁判所に土地管轄および国際裁判管轄を認めたところである。その意味では、当該判決は非常に注目されるように思われる。そこで、以下では、どのような根拠でドイツの裁判所に管轄権が認められたのかを確認することにした。

(1) 事実の概要 「原告は、2008年3月に、3万ユーロで DivDAX/DAX の仕組債である Express 証券 (Zertifikat) を取得した者 (63歳の年金生活者) であり、被告は国際的な格付機関 (S&P) である。当該証券の発行者は、オランダに所在するリーマン・ブラザーズ・トレジャリー (Lehman Brothers Treasury Co. B. V.; 以下、LBT とする) であり、LBT は、米国のニューヨークにあるリーマン・ブラザーズ (Lehman Brothers Inc.; 以下、LB とする) の子会社であった。当該証券の発行者である LBT は、2008年9月15日に倒産手続が開始されたが、それにもかかわらず、発行目論見書では、LB と同様に、被告である格付機関によって「A+」の信用評価を付与されていた。LBT の信用評価の判定は、被告である格付機関と LBT との間で締結されたニューヨーク州法に服する格付契約に基づき行われた。

LBTの破綻の結果として自己の証券が無価値になった原告は、当該証券の買付の決定は、主としてLBとその子会社であるLBTの信用評価に依拠して行われたことを主張するとともに、その後、当該信用評価については重大な過失があることも主張した。さらに、原告は、被告とLBTとの間での格付契約では、いわゆる第三者のための保護効を伴う契約が問題であるので、その場合、フランクフルト地方裁判所が土地管轄および国際裁判管轄を有することを前提に（補完的裁判籍（ド民訴23条）、損害賠償請求権の有無はドイツ法に従うという見解を主張した。以上の主張をもとに、原告は、被告に対し、当該証券の取得から生じた損害賠償を請求したが、フランクフルト地方裁判所は、土地管轄も国際裁判管轄も有しないとして、本件訴えを却下したため、原告が控訴した」のが本件である。

（２）判決要旨 これに対し、フランクフルト上級地方裁判所の判決要旨を要約すると、「民事訴訟法23条による補完的裁判籍によれば、国内に住所を有しない者に対する財産権上の請求に基づく訴えについては、その者の財産または訴えをもって請求された目的物が管轄区域内にあるところの裁判所が管轄すると規定される。これによれば、その者の財産が国内（フランクフルト・アム・マイン地方裁判所の管轄区域内）にあること、ならびに法律上の争訟の十分な内国関連性（hinreichender Inlandsbezug des Rechtsstreits）が存在することが必要であるが、本件では両者の要件とも存在している。

原告は、財産が国内にあることにつき、被告はとりわけドイツに定住する多数の顧客と定期購読契約を締結し、当該顧客からそれぞれ毎年4,000ユーロが支払われることで、ドイツにおいて数十万ユーロの収益を得ていると主張したが、被告の側では、ドイツの会社との定期購読契約の締結のほか、国内所在の財産を有することを争わず、また債権を生じさせる定期購読契約も争っていないので、被告の主たる財産は、フランクフルト所在の企業との定期購読契約の形式において国内に存在している。さらに、十分な内国関連性

についても、内国関連性に係る連結点は、本件では、原告の居所および住所がドイツ国内にあり、かつドイツ国民であるという事情において理由づけることができるほか、十分な内国関連性の沿革からも、内国関連性は（国籍を考慮することなく）内国人に対し、国内における財産的利益の行使を可能にするものであるので、理由づけることができる。民事訴訟法23条の場合、国内に所在する財産によってすでに国内との一定程度の関連性が存在する。

被告は、米国の会社として、オランダの会社と締結されたニューヨーク州法に服する格付契約に基づき、必ずしもドイツで賠償請求を受けることを予期する必要はない。他方、国際的に活動する格付機関として、被告によって作成された信用度の等級が国際的に注目され、全世界的に、したがって、ドイツでも経済主体の決定に影響を及ぼすことが原因で、被告を閉鎖的にさせてはならない。同様に本件証券がもっぱら米国またはオランダ国民ではなく、ドイツに住所を有する投資家によっても引き受けられることに不思議はない」と判示された。

以上から、フランクフルト上級地方裁判所は、結論として「外国の格付機関の主たる財産がドイツの裁判所の管轄区域内にあり、かつ当該訴えが十分な内国関連性を有する場合には、当該格付機関に対する投資家の損害賠償の訴えについて、ドイツの裁判所が土地管轄および国際裁判管轄を有し、その場合の内国関連性については、原告の居所および住所がドイツにあり、さらに原告がドイツ国民である場合で足りる」ことが示されたのである。もっとも、この判決に対して被告の側から上告されており、連邦通常裁判所でも³⁹、ドイツにおける原告の住所は、民事訴訟法23条の適用のための十分な内国関連性としてみなされうることが判示されているが、被告に対する有効な訴状の送達が十分に審理されていたかどうかには争点が置かれ、控訴審では被告の法的審問権（ドイツ基本法103条1項）が侵害されたことを理由に、差し戻している。

4. 小 括

原則として構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、その国籍に関係なく、当該構成国の裁判所に訴えを提起でき（民訴規則4条1項）、また被請求者である格付機関の所在地が、たとえドイツ以外の構成国に所在する場合であっても、格付機関はその場所の裁判所で訴えられる。また、不法行為請求の場合は、損害結果の発生地または発生のおそれがある地の裁判所において訴えを提起できる（民訴規則7条2項）。したがって、被害を被った原告には、当該訴えにつき、原因となる事件の被告である格付機関の所在地と、実際に損害が発生した場所の間において選択権があることになる。その場合、原告の訴えが同一の構成国の裁判所によって、かつ当該構成国の法に従って判断されるならば、必然的に損害発生地が選択されるであろう。しかしこのことは、EUに所在する格付機関の子会社の場合に妥当しうが、格付機関の所在地がEU域外にあれば、そもそも格付機関の裁判籍は問題にならない⁴⁰。格付機関規則35a条による民事責任は、実体法上、EUに所在地がありかつ登録された格付機関の場合に限り、つまり、「EU域内において登録された格付機関によって表明された格付（同規則2条1項）」であって、「EU域内に所在地がある格付機関の格付（同規則14条1項）」である場合に限り適用されるため、まさに米国に所在地がある格付機関には、格付機関規則が適用されないのが原則なのである⁴¹。このことから、当該規則の適用範囲はすでに人的にも空間的にも制限されていることになる。それゆえ、構成国の裁判所において米国の格付機関に民事責任を負わせることは困難であるか、あるいは限定的であり、せいぜいEUに所在する子会社に対して構成国の裁判所の国際裁判管轄を根拠づけることが可能であるにすぎない。たとえ格付が米国の親会社によって表明され、かつ当該格付が子会社によって引き受けられたとしても、親会社が同様に当該規則に服するものではなく、この場合には子会社が親会社の格付について責任を負う。すなわち、子会社が親会社

から引き受けた格付（同規則4条4項前段）は、EUで表明される格付として扱われ、EUの格付機関である子会社が無限責任を負うにすぎないのである（同規則4条5項）。なお、ここでは当該規則35a条の法律要件にEU域内において監督法上利用される格付は含まれない。

しかし他方、フランクフルト上級地方裁判所2011年11月28日判決では、外国の格付機関に対してドイツの裁判所が土地管轄および国際裁判管轄を有するか否かの問題につき、ヨーロッパ民事訴訟規則によるのではなく、補完的裁判籍（ド民訴23条）を基礎に、ドイツ法の解釈を通じて土地管轄および国際裁判管轄が認容されたところである。この裁判例は、その意味では従来の管轄権をめぐる難点を打破するものであり、非常に注目される事件であろう。ヨーロッパ民事訴訟規則では、EU域外の国家への適用に限界があることから、当該規則の適用範囲には含まれない結果、本件の原告は、格付機関規則35a条ではなく、ドイツ法固有の第三者のための保護効を伴う契約から請求を根拠づけた。もっとも、この場合、国際的な補完的裁判籍は、過剰な管轄（*exorbitanter Gerichtsstand*）として望ましくないとの見解もあるが、いずれにしても、裁判実務上、ドイツの裁判所に管轄権を認めたことに重大な意義がある。

五. 準拠法決定の原則

たとえ構成国の国内法によって土地管轄および国際裁判管轄が認められようと、格付機関の民事責任の問題については、準拠法の決定として次の2つの規則の適用の可否も重要になる。すなわち、契約上の債務関係に関するローマI規則⁴²と、契約外の債務関係に関するローマII規則⁴³である。

1. ローマI規則に基づく契約責任

とりわけ依頼格付の場合には、格付機関に対する被評価企業の契約に基づ

く損害賠償請求権は、格付機関との契約関係（格付契約）に基づき EU 法に従う可能性もあるが、格付の提供者である米国の格付機関は、通常は、直接的であれ、EU の子会社を通じて間接的であれ、約款による合意を通じて法選択の自由を享受できるので（ローマ I 規則 3 条 1 項⁴⁴）、たとえ法選択がなく、客観的に連結させる場合であっても、たいていの場合、重要になるのは、格付機関の所在地における契約法である。したがって、米国の格付機関によって直接引き受けられた契約の場合には、第三国（米国）の法が重要な役割を果たすのは当然である。このことから、EU 法でも、依頼格付の場合においては、格付機関と被評価企業との間の契約関係につき、その法的性質をたとえば役務提供契約（Dienstleistungsvertrag）として評価したとしても、役務提供者としての格付機関の権利は、当該格付機関の常居所（gewöhnlichen Aufenthalt）地国（米国）の法が準拠となる（ローマ I 規則 4 条 1 項 b⁴⁵）⁴⁶。このことは、格付機関との定期購読契約に基づき売買契約として性質決定されうる限りでも、契約責任が生じうる場合については売主の常居所地国の法が準拠となるので（ローマ I 規則 4 条 1 項 a⁴⁷）、同一の結論になろう。なお、ここでは、この契約関係は依頼格付の場合に妥当するものであって、当該関係にない投資家や勝手格付の場合は除かれる。

2. ローマ II 規則に基づく不法行為責任

そうであれば、ローマ II 規則に従い、格付機関規則に準拠して米国の格付機関への不法行為責任に関連づけることが可能かどうかの問題になる。当該規則の立法理由によれば、もともと請求権者と格付機関との間に契約関係が存在しない場合にも、格付機関の民事責任が生じることが強調されることから⁴⁸、当該責任は主としてローマ II 規則の適用範囲でも展開されるからである⁴⁹。しかしながら、瑕疵ある格付に対する責任は、通常、「名誉棄損（Verleumdung）」を含む、プライバシーまたは人格権の侵害に基づく責任（ロー

マ II 規則 1 条 2 項 g⁵⁰) ではないので、当該規則の適用範囲に含まれるものではなく、せいぜい極端にネガティブな格付に基づく被評価企業の不法行為請求の場合において被評価企業自体の人格権に関わるかどうかを考慮する余地が残されるにすぎない⁵¹。EU で統一的に規則の規定を解釈する方法として自律的解釈 (autonomer Auslegung) もあるが、この方法によっても、経済学上の算定の諸基準に基づき算出された客観的な信用度の表明 (Aussage) は、人格権の侵害とはみなされえないであろう⁵²。格付は企業に係るものであって、人に関するものでもない。さらに、不正競争法上の特別規定も (ローマ II 規則 6 条⁵³)、被評価企業と格付機関の両者が競争関係に立つわけではないので、これらの場合に格付の表明に対しローマ II 規則が適用されるわけではない。

(1) 一般抵触規定の適用の可否 したがって、瑕疵ある格付に対する責任は、ローマ II 規則における特別規定に関するものではないので、不法行為責任は損害発生地国の法に従うとされる一般抵触規定 (ローマ II 規則 4 条 1 項⁵⁴) の適用の可否が問題となる。もっとも、一般的に資本市場での不法行為をそれぞれの市場地 (Marktort) に連結させることができたとしても、格付は取引所外の取引でも重要になる結果、瑕疵ある格付に基づく損害賠償責任を市場地に連結させることは容易ではない⁵⁵。また、情報自体が損害を引き起こすわけではないので、瑕疵ある格付情報の信頼の結果として生じた損害の場所は、必ずしも情報の受領地である必要もない⁵⁶。そのため、当該責任は本来ならば固有のカテゴリーとして考慮されなければならず、そうであれば、ローマ II 規則 4 条 1 項において瑕疵ある格付から生じる損害の発生地をどのように決定するのが問題になる⁵⁷。さらに、当該損害を純粋な財産損害としても、格付機関は第三者がどの国家において格付を信頼するのかを予見できないし、さらに、格付は情報として世界中に提供されることから、特定の国家でのみ流通させられる製品でもないという事情も、損

害発生地の決定を困難にする⁵⁸。それゆえ、瑕疵ある格付に基づく場合、損害発生地は必ずしも当該問題を一般的に解決するものではない。

（２）被害者の常居所等への連結 これに対し、純粋な財産損害の場合において、被害者の個人的な常居所、住所地もしくは営業所の住所（Geschäftssitz）を財産の中心（Vermögenszentrale）に据える場合には、たしかに瑕疵ある格付に基づき損害を受けたEU域内の投資家および発行者は、格付機関規則に基づく責任追及の可能性を享受できると考えられる。しかしながら、格付機関の不法行為責任の場合には、これらは、投資家である被害者の抵触法上の利益を一方的に強調するものであり、とりわけ被害者に適用される損害賠償法について格付機関の予見可能性を無視したものになりかねない。前述のように、格付機関は、第三者がどの国家で格付を信頼するのかを予見できず、格付は世界中に提供される。それゆえ、被害者の常居所等の個人的メルクマールに連結させる場合には、格付機関は、潜在的に世界のすべての損害賠償責任法に基づく責任を考慮しなければならなくなる⁵⁹。加害者にとって十分でない予見可能性は、欧州司法裁判所でも、不法行為裁判籍（民訴規則7条2項）に関して、第一に純粋な財産損害がどの場所で発生したのかを考慮する必要があり、財産損害を被害者の常居所等に連結させることに慎重であったと評されることからすれば⁶⁰、ローマII規則の場合にも、必ずしも問題がないわけではない⁶¹。

（３）被評価企業の所在地 したがって、決定的なことは、第一次的に不法行為の法律要件によって保護される財産上の利益が所在する場所（主要な財産の所在）を損害発生地と解しうるのでないかとの見解がある⁶²。この場所は、瑕疵ある格付に対する責任の場合は、被評価企業（または国家）の所在地を意味し、この場所であれば、瑕疵ある格付に関係する者の財産上の利益を実質的に判断できることをその根拠とする。すなわち、ネガティブに評価された被評価企業の場合は、この場所で資本の受入れに際して不利益

を被るし、反対にあまりにもポジティブに評価された被評価企業の場合は、この場所が瑕疵ある格付に基づき投資を行った投資家に不利益を生じさせる基盤にもなるからである⁶³。さらに、被評価企業の所在地に連結させることは、格付を作成する者にとっても予見可能性を確保できるため、格付機関は、不法行為責任が生じうる場合であっても、格付を表明する前にいかなる国家の法に従うのかを予見できる⁶⁴。また、発行者であれ、投資家であれ、被害者にとっても被評価企業の所在地は、明白に認識できるものでもあろう⁶⁵。欧州司法裁判所も、近年、不法行為裁判籍（民訴規則7条2項）に関して、被害者（債権者）の財産損害が企業の経営から引き起こされた場合には、純粋な財産損害に対する当該企業の責任は、企業の所在地が決定的である旨を判示している⁶⁶、必ずしも被評価企業の所在地に連結させえないものではない。このことから、被評価企業の所在地が決定的であるとすれば、EU域内の被害者は、被評価企業の所在地に従い、当該所在地の損害賠償法によって責任追及できる余地があることになろう。その場合、被評価企業の実質的な所在地が重要であって、各企業主体の定款上の（形式的な）所在地が重要であるわけではない⁶⁷。発行者および投資家の財産上の利益は、企業の経営に関わるものであり、企業主体の組織そのものに関わるものではないからである。ここでも同様に、欧州司法裁判所が、会社の定款上の所在地ではなく、「会社の経営と当該経営に係る財務状況が連結する場所」⁶⁸を考慮したことが、重要な根拠としてあげられる。もしこのように解釈できるのであれば、ローマII規則に従い、被評価企業の所在地を財産上の利益が所在する場所と解することで、当該所在地の不法行為法（損害賠償法）に基づき格付機関の民事責任を追及できる余地が認められることになる。

六. 結びに代えて

ビッグスリーと呼称されるS&P、ムーディーズ、フィッチの所在地が米

国に所在する事実からすると、格付機関規則を通じて、これらの格付機関の民事責任を追及する場合、当該責任に係る法律要件が狭く解釈されてはならず、構成国の法と併せて考慮されるべきであり、その場合には、国際裁判管轄や国際私法上の問題が避けられないのが現状である。EU からみれば、格付機関の民事責任は常に国境を超える問題を生じさせるため、格付機関規則による損害賠償責任の法体系が貫徹されるだけでなく、各構成国の法が問題である場合においても、当該構成国の不法行為責任（またはドイツ法によれば契約関係上の第三者責任）に基づく追及の余地が残されなければならない。EU の立法者も、実際に当該問題が国境を超えて生じることは認識していたとされ、格付機関規則を通じて、機関投資家はその格付を利用する限りにおいて、米国の格付機関に対し、EU 域内での子会社の設立を強制した。しかし、人的にも空間的にも、当該規則の適用範囲はその子会社に制限されるので、EU 域内の被害者（投資家または発行者）に対しては、当該子会社の財産に限り責任財産が構成され、格付が米国の親会社で作成されかつオンライン等を通じて表明されるとしても、その子会社が第三国で表明された格付を引き受けた場合には、当該子会社はその格付に対して無限に責任を負うものと擬制される（格付機関規則 4 条 3 項、5 項）。そうであれば、米国の格付機関は、格付機関規則によっても、EU 域内での賠償責任のリスクを相当に最小化できるため、格付機関規則 35a 条が与える影響は小さいものといわざるをえない。フィッチの場合はイギリスのロンドンにも主たる所在地があるとはいえ、また S&P も、子会社（Standard & Poor's Credit Market Services Europe Limited）をイギリスに設立したといっても、プレクジットの関係からすれば将来的に責任追及も困難であることが予想される。ヨーロッパ民事訴訟規則でも、定款上の本店所在地、主たる管理地または主たる営業所の業務に係る紛争については、これらの地の裁判所に訴えることになるので（民事訴訟規則 63 条 1 項・4 条 1 項）、米国に所在する親会社の格付機関が被告適格

を有するわけではない。このことから、格付機関規則35a条に基づき各構成国の裁判所において米国の格付機関に民事責任を負わせ、その実効性を確保するには、これらの格付機関にも民事責任が及ぶ特別の措置が必要となろう。

他方、フランクフルト上級地方裁判所では、外国の格付機関の主たる財産がドイツの裁判所の管轄区域内にあり、かつ当該訴えが十分な内国関連性を有する場合には、当該格付機関に対する投資家の損害賠償の訴えについて、ドイツの裁判所が土地管轄および国際裁判管轄を有するとし、その場合の内国関連性については、原告の居所および住所がドイツにあり、さらに原告がドイツ国民である場合で充足する旨が判示され、国際裁判管轄の有無に関して一定の方向性が示された。ここでは、たしかにドイツ法固有の問題として捉えられ、これによってドイツ法（契約上の第三者責任）の適用が開かれたといっても、準拠法の決定に関しては、格付機関規則の適用に限界があるように思われる。ローマII規則によっても、学説上、準拠法の決定に際しては、被評価企業の所在地を財産上の利益が所在する場所として、当該所在地の不法行為法（損害賠償法）によって格付機関の民事責任を追及できる余地が認められるが、ここでは当該所在地国法の適用が問題であり、必ずしも格付機関規則の適用が問題なのではない。以上のことからすれば、現状では、被害者である原告は、格付機関規則に依拠する場合、単に構成国において欧州証券市場監督局に登録された、格付機関のEUの子会社に訴えを提起する方法だけが残されているにすぎず、当該規則の適用は限定的であることが確認できよう。格付機関規則自体の適用問題については、今後のEUの措置を待たざるをえない。なお、国際私法の分野にまで及んだことは、筆者の能力の限界を超える作業であったため、単純な誤解や検討が不十分な部分があると思われるが、今後の議論の展開やその慎重な検討は、さらに別の機会にしたい。

*本稿は、JSPS 科学研究費補助金（基盤研究（C）：15K03234）ならびに平成29年度福岡大学推進研究プロジェクト（EU法の現代化に関する研究〔課題番号：167101〕）による研究成果の一部である。

注

- ¹ したがって、格付機関は、投資家の利益のために、自己が表明する評価の真実性や正確性を得ようと努力する「サマリア人（Samariter）」ではなく、純粋な経済企業である（Wagner, Die Haftung von Ratingagenturen gegenüber dem Anlegerpublikum, in: Einheit und Vielheit im Unternehmensrecht – Festschrift für Uwe Blaurock zum 70. Geburtstag, 2013, S. 467, 469）。
- ² Vgl. Gietzelt/Ungerer, Die neue zivilrechtliche Haftung von Ratingagenturen nach Unionsrecht, GPR 2013, S. 333.
- ³ Gietzelt/Ungerer, a. a. O. (Fn. 2), S. 333-334. なお、2011年初頭に、当時のギリシャの大統領であったギオルゴス・パパンドレウ（Giorgos Papandreou）によって、「格付機関はわれわれの運命を形作ろうと試み、われわれの子供の将来を決定づけようとしている」と非難されたほか、さらに、欧州委員会のミシェル・バルニエも、「…民間の会社が、前代未聞の取り組みに傾注するわれわれ以上に権限を有することを誰が正当化でき、また承認できるというのか。われわれは、格付機関がどのようにソブリン債を格付するのかについて、もっと要求する必要がある。格付は、格付された国家だけでなく、われわれの国家全体についても決定的な役割を果たす。すなわち、格下げには、国家が借入れを行う場合に、よりコストがかかる直接的な効果があるだけでなく、国家を弱体化させ、場合によっては隣国の経済にも悪影響を及ぼす。…若干の構成国が現実の困難に直面しているのは明らかであるが、まさにこれらの構成国はEUの構成国であって、構成国の連帯から利点を得るという事実が考慮されていない…」と談話している（拙稿「格付機関の歴史的生成過程」福岡大学法学論叢61巻3号600頁）。
- ⁴ Verordnung (EU) Nr. 462/2013 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 21.5.2013 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1060/2009 über Ratingagenturen, ABl. Nr. L 146/1 vom 31.5.2013.
- ⁵ Steinrötter, Zuständigkeits- und kollisionsrechtliche Implikationen der Haftung für fehlerhaftes Rating, ZIP 2015, S. 110; Dutta, Die Haftung amerikanischer Ratingagenturen in Europa – Die Rolle des internationalen Privatrechts, IPRax 2014, S. 33, 35; ders., Die neuen Haftungsregeln für Ratingagenturen in der Europäischen Union, WM 2013, S. 1729, 1733; Blaurock, Neuer Regulierungsrahmen für Ratingagenturen, EuZW 2013, S. 608, 611; Wojcik,

- Zivilrechtliche Haftung von Ratingagenturen nach europäischem Recht, NJW 2013, S. 2385.
- ⁶ 格付機関規則の付録 III では、利益相反、組織上または運用上の諸要件に関連する違反や開示義務違反等、70項目を超える違反行為が掲げられる。
- ⁷ なお、2013年の格付機関規則に基づく格付機関の民事責任の立法過程に関しては、すでに拙稿「EU法における格付機関の民事責任規制の法的根拠」同志社法学382号305頁以下、とくに320-328頁（2016）で検討した。
- ⁸ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 35; Gietzelt/Ungerer, a. a. O. (Fn. 2), S. 337.
- ⁹ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 34.
- ¹⁰ Verordnung (EG) Nr. 1060/2009 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 16.9.2009 über Ratingagenturen, ABl. Nr. L 302/1 vom 17.11.2009.
- ¹¹ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 34.
- ¹² Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 34.
- ¹³ 現在のリストは、欧州証券市場監督局のホームページにおいて参照することができる（www.esma.europa.eu/page/List-registered-and-certified-CRAs）。
- ¹⁴ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 34.
- ¹⁵ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 34.
- ¹⁶ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 34-35.
- ¹⁷ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 35.
- ¹⁸ この問題の詳細は、すでに拙稿「投資家に対する格付機関の契約責任—ドイツにおける『第三者のための保護効を伴う契約』法理を基礎として」同志社法学62巻6号477頁以下（2011）で検討している。
- ¹⁹ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 35.
- ²⁰ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 35.
- ²¹ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 35. さらに、Wagner, a. a. O. (Fn. 1), S. 483-484も参照。
- ²² この法理は、「契約当事者間での契約の履行が第三者の生命・身体・健康等の完全性利益を侵害する危険性を有する場合に、契約当事者に対してこの第三者の完全性利益を保護するために必要な措置を講じる義務（保護義務）を課すことを内容とする契約」のことをいい（さしあたり、潮見佳男『新債権総論 II』（信山社・2017）549-550頁および同『新債権総論 I』（信山社・2017）167頁以下）、もともと民法の不法行為責任に関する規定（ドイツ民法823条1項・2項、826条）が狹隘であることから展開されたものである。なお、拙稿・前掲注（18）489頁以下も参照。
- ²³ ドイツ民法311条2項は、「債務関係は、その内容に応じて各当事者に対して、相手方の権利、財産および利益を配慮することを義務づけることができる」という民法241条2項を受け、

この「第241条第2項による義務を伴う債務関係は、一方当事者が、場合によっては発生する法律行為上の関係を考慮して、他方当事者に対して、他方当事者の権利、法益および利益に影響を及ぼす可能性を与えるか、または自己にそれらをゆだねる契約締結の準備（Anbahnung）によっても発生する」と規定する。

²⁴ たとえば Zenner, Der Vertrag mit Schutzwirkung zu Gunsten Dritter – Ein Institut im Lichte seiner Rechtsgrundlage, NJW 2009, S. 1030, 1032 によれば、学説上、「契約法の肥大（Hypertrophie des Vertragsrechts）」として強調されたところである。

²⁵ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 35.

²⁶ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 35.

²⁷ Wagner, a. a. O. (Fn. 1), S. 478.

²⁸ その現れとして、Verordnung, a. a. O. (Fn. 4), Erwägungsgrund (32), L 146/7 によれば、次のように述べられる。すなわち、「格付は、（格付が監督目的のために表明されるか否かに関係なく）投資決定ならびに発行者の名声および財務的魅力に重大な影響を及ぼす。それゆえ、格付機関は、投資家および発行者に対し、特別な義務を負う。格付機関は、規則 (EG) Nr. 1060/2009 を遵守し、これによって格付が中立で客観的であり、かつ適切な品質のものであることを保証しなければならない。しかしながら、投資家および発行者は、常に格付機関に責任を負わせられるとは限らない。格付機関と、たとえば投資家または相応の依頼なく評価された発行者との間に契約関係が存在しない場合に格付機関に民事法上の責任を負わせることは、とくに困難になる。たとえ格付機関と契約関係が存在する場合であっても、発行者にとって、格付機関に対し民事法上の賠償請求権を行使することは困難である。それゆえ、たとえば故意または重大な過失による規則 (EG) Nr. 1060/2009 の違反に基づく格付の引下げは、発行者の名声や資金調達コストにネガティブな影響を及ぼすとともに、損害が契約責任によって補填されなくても、発行者に損害を与える。そのため、正当な方法によって規則 (EG) Nr. 1060/2009 に違反する格付を信頼した投資家のため、ならびに規則 (EG) Nr. 1060/2009 に違反して表明された格付に基づき損害が発生した発行者のために、相当な補償請求権を定めることは重要であり、投資家および発行者は、格付の結果に影響を及ぼす前述の規則の違反によって発生した損害に対し、格付機関に責任を負わせることができるものとする。格付機関との契約関係がある投資家および発行者は、すでに当該契約違反に基づき、この格付機関に対する請求権を行使できるのに対し、すべての投資家および発行者は、格付機関との間での契約関係の有無に関係なく、規則 (EG) Nr. 1060/2009 に違反する場合には損害賠償を要求する可能性を有するものとする」というものである。このことから、格付機関との契約関係の有無にかかわらず、投資家および発行者の、格付機関に対する民事責任追及の可能性を認めたことに特徴があろう。

- ²⁹ この観点につき、Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 35のほか、前掲注(5)の各文献を参照。
- ³⁰ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 36.
- ³¹ Verordnung (EG) Nr. 44/2001 vom 22.12.2000 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. 2001 L 12/1 vom 16.1.2001. ただし、デンマーク王国は本規則から除かれる（同規則の検討理由第41号）。なお、本規則については法務省大臣官房司法法制部編『欧州連合（EU）民事手続法』（法曹会・2015）47頁以下にその翻訳があり、本稿でも参照した。
- ³² 格付機関規則14条1項に基づく登録義務は、子会社である格付機関の所在地である定款上の所在地に連結する。
- ³³ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 36.
- ³⁴ ドイツ民事訴訟法については、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ民事訴訟法典—2011年12月22日現在』（法曹会・2012）において翻訳されており、本稿においても参照した。
- ³⁵ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 36. さらに、Wildmoser/Schiffer/Langoth, Haftung von Ratingagenturen gegenüber Anlegern?, RIW 2009, S. 657, 662でも、原則としてこのドイツの特別裁判籍を発生させることはできないと指摘する。
- ³⁶ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 36-37; Wildmoser/Schiffer/Langoth, a. a. O. (Fn. 35), S. 662.
- ³⁷ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 37.
- ³⁸ OLG Frankfurt/M., Urt. vom 28.11.2011–21 U 23/11, AG 2012, S. 182=BB 2012, S. 215=RIW 2012, S. 249=WM 2011, S. 2360=ZIP 2012, S. 293. 本件の評釈として、Theewen, EWiR § 23 ZPO 1/2012, S. 227; Däubler, Rechtsschutz gegen Giganten?, NJW 2013, S. 282を参照。
- ³⁹ BGH, Beschl. vom 13.12.2012–III ZR 282/11, AG 2013, S. 131=NJW 2013, S. 386=NZG 2013, S. 348=RIW 2013, S. 169=ZIP 2013, S. 239. 本件の評釈として、Baumert, EWiR § 23 ZPO 1/2013, S. 363; Amort, BGH lässt erstmals Klage gegen ausländische Ratingagentur zu, NZG 2013, S. 859を参照。
- ⁴⁰ 拙稿・前掲注(7) 330頁。
- ⁴¹ Roth, Das Haftungsregime für Ratingagenturen zwischen Unionsrecht und mitgliedstaatlichem Recht, in: Festschrift Johannes Köndgen, 2016, S. 453, 456.
- ⁴² Verordnung (EG) Nr. 593/2008 des Europäischen Parlaments und des Rates über das auf vertragliche Schuldverhältnisse anzuwendende Recht (Rom I) vom 17.6.2008, ABl. 2008 L 177/6 vom 4.7.2008. なお、ローマI規則の翻訳として、杉浦保友「契約債務に適用される法に関する欧州議会及び理事会規則（Rome I）（最終草案全文訳）」(http://www.businesslaw.jp/blj-online/imgdir/pdf/20080620_sugiura-02.pdf)があり、本稿でも、以下の条文の引用に際して

参照している。

- ⁴³ Verordnung (EG) Nr. 864/2007 des Europäischen Parlaments und des Rates über das auf auBervertragliche Schuldverhältnisse anzuwendende Recht (Rom II) vom 11.7.2007, ABl L 199/40 vom 31.7.2007. なお、ローマ II 規則案の段階を含めて、ローマ II 規則全般につき、佐野寛「EU 国際私法はどこへ向かうのか？—ローマ II 規則を手がかりとして」国際私法年報 14号33頁以下（2012）、不破茂『不法行為準拠法と実質法の役割』（成文堂・2009）257頁以下、シュテファン・ライブレ＝西谷祐子〔訳〕「契約外債務の準拠法に関する欧州共同体規則〔ローマ II〕の構想」国際商事法務34巻5号594頁以下（2006）、佐野寛「契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則（ローマ II）案について」岡山大学法学会雑誌54巻2号37頁以下（2004）、高杉直「ヨーロッパ共同体の契約外債務の準拠法に関する規則（ローマ II）案について—不法行為の準拠法に関する立法論的検討」国際法外交雑誌103巻3号1頁以下（2004）等がある。
- ⁴⁴ ローマ I 規則 3 条 1 項は、「契約は当事者が選択した法により規律される。その選択は明示でなされるか、又は契約条項若しくは個々の状況によって、明確に証明されるものでなければならない。当事者は自らの選択により、契約の全部又は一部のみに適用されるべき法を選ぶことができる」と規定する。
- ⁴⁵ ローマ I 規則 4 条 1 項 b は、同条 1 項において「契約適用法が第 3 条により選択されなかった場合に限り、また第 5 条から 8 条の適用を妨げることなく、契約の準拠法は次のように決定される」とし、同項 b において「役務提供契約は、役務提供者の常居所地国法が準拠となる」と規定する。
- ⁴⁶ オーストリア法の議論でも、結論としてドイツに所在する格付機関の子会社と格付契約が締結される場合には、ドイツ法が適用されうのに対し、米国の格付機関と格付契約が締結される場合には、支店の所在国の法が適用されない限り（ローマ I 規則 19 条 2 項参照）、米国の法が適用されうとする（Karner, Zur Haftung von Rating-Agenturen, ÖBA 2010, S. 587, 589）。
- ⁴⁷ ローマ I 規則 4 条 1 項 a では、「物品売買契約は、売主の常居所地国法が準拠法となる」と規定する。
- ⁴⁸ 前掲注（28）を参照。
- ⁴⁹ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 1731.
- ⁵⁰ ローマ II 規則 1 条 2 項 g は、同条 2 項において「次に掲げる事項は、この規則の適用範囲から除外される」とし、同項 g において「名誉棄損を含む、プライバシーまたは人格権侵害に基づく契約外債務関係」を規定する。
- ⁵¹ 学説では、ネガティブな勝手格付を流布する場合において、少なくとも格付機関が格付判定

の基礎とされた企業情報も公表するような場合には、被評価企業の一般的人格権の侵害として評価されることもありうるとの指摘がある (Arntz, Die Haftung von Ratingagenturen gegenüber fehlerhaft bewerteten Staaten und Unternehmen, BKR 2012, S. 89, 94)。

⁵² Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 37.

⁵³ ローマ II 規則 6 条 1 項は、「不正競争行為に基づく契約外債務関係は、自国の領土において競争関係または消費者の集団的利益が侵害されたか、または侵害されるおそれがある国の法が適用される」と規定する。

⁵⁴ ローマ II 規則 4 条 1 項は、「この規則に別段の定めがない限り、不法行為に基づく契約外債務関係は、損害発生の原因となった事象または間接的な損害の結果がいかなる国において発生したかに関係なく、損害が発生した国の法が適用される」と規定する。

⁵⁵ Vgl. Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 38.

⁵⁶ Vgl. Gietzelt/Ungerer, a. a. O. (Fn. 2), S. 338.

⁵⁷ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 38.

⁵⁸ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 38.

⁵⁹ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 38.

⁶⁰ EuGH, Urt. v. 30.11.1976-Rs. C-21/76, NJW 1977, S. 493 によれば、1968年のヨーロッパ民事訴訟規則 5 条 3 号を背景に、損害発生の原因になった地 (行為地) と損害発生地が一致しない場合には、原告の選択に従い、被告は、損害が発生した地の裁判所でも、損害の基礎にある原因となった出来事の地の裁判所でも、訴えられうる」と判示された。

⁶¹ ヨーロッパ民事訴訟規則 7 条 2 号 (不法行為裁判籍) に係る欧州司法裁判所の判例は、ローマ II 規則 4 条の解釈にとっても貴重な指針を提供すると指摘される (von Hein, Art. 4 Rome II, in: Calliess (ed.), Rome Regulations (2nd. Ed 2015), Rn. 20, S. 506)。

⁶² たとえば Bamberger/Roth/Spickhoff, Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, 3. Auf., 2012, Art. 4 Rom II-VO Rn. 7, S. 2599 では、第一義的に「財産上の利益」が考慮され、被害者の常居所 (gewöhnlichen Aufenthalt) が考慮されるのは予備的でしかないとする。

⁶³ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 39.

⁶⁴ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 39.

⁶⁵ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 39.

⁶⁶ EuGH, Urt. vom 18.7.2013-Rs. C-147/12, ZIP 2013, S. 1932 (ÖFAB). 本件は、ヨーロッパ民事訴訟規則 7 条 2 項所定の不法行為の特別管轄が問題になったものであり、経営者側 (Verwaltungsratsmitglied) および主要株主に対する法人格否認 (Durchgriffshaftung) に基づく請求における不法行為裁判籍が扱われた事件である。会社の事業経営とこれに関係する財務状況が連結する場所である企業の所在地を、本規則 7 条 2 項における損害結果が発生し又は発

生ずるおそれのある地として解釈された。ローマ II 規則を解釈する場合にも、この指針が貴重であるのは前述のとおりである（前掲注（61））。

⁶⁷ Dutta, a. a. O. (Fn. 5), IPRax 2014, S. 39.

⁶⁸ EuGH, a. a. O. (Fn. 66), S. 1936, Rn. 53-54.